

黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画

黒石市歴史的景観保存条例（平成16年黒石市条例第12号。）第4条の規定に基づき、黒石市中町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

1. 保存計画の基本事項

（1）保存計画の基調

この保存計画は、先人がその思いと努力のもとに、創り、守り育ててきた伝統的な「こみせ」のある町並みを、中町の住民及び黒石市民の共有財産として未来にわたり保存すると共に、積極的に活用することにより、歴史的環境の維持と市民の文化的向上に資することを目的とする。

（2）保存地区の名称・面積・範囲

名称：黒石市中町伝統的建造物群保存地区

面積：約3.1ヘクタール

範囲：黒石市大字中町、浦町二丁目、大字甲徳兵衛町、大字横町の各一部

（範囲については、別図1に示す）

2. 保存地区の保存に関する基本方針

（1）沿革

黒石市は、南津軽地方の中核都市であり、周辺を青森市、浪岡町、常盤村、田舎館村、尾上町及び平賀町に囲まれており、青森県のほぼ中央に位置している。西に岩木山と津軽平野を、東に八甲田山とそれに連なる山岳地帯を望むことができる。また、黒石市の面積全体の80パーセントを山岳地帯が占めている。市街地は、黒石台地崖上に発達しており、南に津軽平野と浅瀬石川を見下ろすことができる。

黒石の歴史は古く、原始・古代の遺跡が数多く存在する。発掘調査の成果から古代史の解明が行われている。

鎌倉時代末期、黒石には北条氏の得宗領の地頭代として工藤貞行が境松（黒石市境松）に城館を構え、南北朝時代にも所領を持ち続けていたようである。興国4年（1343）には、貞行の妻「しれん」が南部信政に嫁した加伊寿に所領を譲渡していることが、「尼

しれん讓状」によってわかる。

黒石初代領主津軽信英（のぶふさ）は、明暦2年（1656）、弘前藩主津軽信義の急死により幕府から4代藩主信政の後見役に命じられ、この時に弘前藩から五千石を分知され、「黒石津軽家」を創立した。

信英は分知を受け、領地について検地を実施しているが、この調査結果をまとめたのが、「明暦の検地帳」（平成12年4月19日、県重宝に指定）である。この検地帳から、開町以前からすでに町が存在していたことがわかる。分知後、信英は、黒石陣屋を築造し、町割りを行った。陣屋の位置は、既に開かれていた西側と商人町を形成しようとしていた東側との中間地点にあたり、陣屋町を造るにあたって絶好の位置を選定している。陣屋の南側は、宇和堰を境に弘前領であり、地形的にも自然の要塞を呈している。陣屋は、現在の市民文化会館の地点に御殿と台所を配し、東側に太鼓矢倉、西側に御蔵、南側に柵立、塩硝蔵を配していた。大手門は、現在の市ノ町と内町の交差点に、西門は、内町と大工町の交差点に各々建てられた。また、陣屋を取り囲むように侍町を配しており、その外側に町家があり、町の入り口に柵を立て、要所には寺社を配置している。

津軽信英が、黒石津軽家を創立して以来、中町、前町は、商人町として栄えた。また、中町、前町の通りは浜街道と呼ばれ、北は浜町を通り青森へ、南は上ノ坂を通り弘前へ繋がり、途中南へ向うと平賀を通る乳井通りとなって大鰐で羽州街道と合流していた。このように、中町、前町は、交通の要所でもあった。

江戸時代の中町には、造酒屋、しょう油屋、みそ屋、米屋、呉服屋などの商店が、前町には、旅籠が数軒立ち並んでいたと言われている。これらの町並みの特色は、商家主屋の道路側に「こみせ」を設けていることである。「こみせ」の建築年代についての明確な資料はないが、慶長16年（1611）に津軽信枚（のぶひら）が弘前城を築いており、城下町の形成と共に「こみせ」もあったため、信枚の子である信英も父に真似て黒石の商人町に「こみせ」を作らせたと考えられる。

明治2年8月13日、黒石藩最後の藩主津軽承叙（つぐみち）は、版籍を奉還し黒石知藩事に任ぜられた。同4年7月14日、廃藩置県によって黒石県が設置されたが、同年9月4日に弘前、黒石、八戸、七戸、斗南、館の6県が統合されて弘前県となり、黒石に出張所が置かれたものの黒石県は、僅か2ヶ月の短命に終わった。さらに、9月23日、弘前県を青森県と改称し、本庁の青森移転が発令された。

明治5年10月10日、大小区制の施行により、青森県は10大区72小区に分画され、黒石は第2大区第5小区に所属し、第2大区会所の所在地となった。しかし、同11年10月30日に大小区制の廃止とともに、第2大区は南津軽郡と改称し、郡役所が黒石の市ノ町に置かれた。同22年4月1日に市町村制の施行により黒石町となる。

大正15年7月1日に郡役所は廃止され、そのあとに黒石町役場が移った。昭和29年7月1日、黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村の1町4村が合併し、黒石市となり、さらに同31年10月1日、尾上町の追子野木、久米及び長崎の3集落が編入

合併し、現在に至っている。

(2) 保存地区の現況

江戸時代、黒石初代領主津軽信英が町割りして以来、中町は、交通の要所であり、黒石の中心として栄えてきたが、明治に入ってから時代の流れとともに変容を余儀なくされた。新たに道路が建設されたことや、国鉄黒石線や弘南鉄道弘前・黒石線が開通したことなどにより人と物の流れが変わり、中町は商業の中心ではなくなっていったが、「こみせ」が連なる中町こみせ通りは伝統的形態を保ったまま存在し続けてきた。

昭和58年に伝統的建造物群保存調査を実施しているが、残念ながら、この時には保存地区の指定には至っていない。保存地区指定によって受ける規制や保存修景費用の個人負担に対する不安、伝統的建造物になじまず商売上の利益が望めない業種の人々の反対などにより、指定が出来なかった。しかし、同時に行われた黒石市民に対する意識調査の結果、「こみせは共同利用空間である」、「こみせは自分のものであって自分のものではない」という根本的な意識があることが確認できている。「こみせ」は所有者のものであるがその利用については共同のものであるということが、市全体の合意として存在していると考えられる。

祖先から受け継いだ貴重な文化財でもある「こみせ」を保存し、こみせ通りの伝統的な景観を保存し、次の世代に残していこうという意識は、さらに、魅力ある黒石を作り活性化させるとともに、観光資源としても大きな力にしようという動きにも繋がっていった。平成11年黒石市が策定した「黒石市中心市街地活性化基本計画」において、「こみせが輝き、真の豊かさを実感できる街 こみせを核にしたまちづくり 」というコンセプトを掲げて、「歴史的資産であるこみせをまちづくりに活かし真の豊かさを増幅させるために」様々なプロジェクトを計画している。

また、平成14年には、こみせ保存会が結成された。学習会、研究会、重伝建地区に選定されている地区との交流などを通して、「こみせ通りを歴史・文化の面で全国的に価値ある文化財として認め、こみせ通りの保存・修復に努めるとともに、まちおこしに寄与することを目的」として、活発な活動をしている。

以上のように、現在、黒石では、こみせ通りの重要性や必要性が認識され、その保存整備に向けて各方面が協力するという体制ができつつある。このような流れを受けて、黒石市は、平成16年3月、黒石市歴史的景観保存条例を制定した。

(3) 保存地区の特色

保存地区の町並みにおいて最も重要な特徴は、主屋の道路側に「こみせ」を設けていることである。これは、主屋の1階の高さに合わせて幅1間ほどの庇を付け、道路との境に1間から1間半間隔に建てた柱によって支えるものであり、歩行者がなんらの制約も受けずに、また障害物もなしに自由にこれを通行することができる。個々の家屋構成

の一部である「こみせ」が連続していることにより、不特定多数の人々が利用できる通路が形成され、降雪期間の防雪通路としての機能を持つほか、夏の日差しや雨を遮り、挨拶や情報交換の場ともなり、さらに、商店の一部でもあるということから、商業発展上の効果も併せ持つものである。

中町には、宝暦年間に建設されたものをはじめ、保存状態の良い「こみせ」を持つ伝統的建造物が残っており、洋風建築も1棟存在し、石柵、門、塀などの工作物や、樹齢百年を超える樹木などが独特の町並みを形成している。

中町は、旧市街地の東部に位置し、町内を南北と東西に道路が通っている。南北に通っている道路は、江戸時代から浜街道と呼ばれ交通の要所であったため、中町は、様々な商店が立ち並ぶ商人町として栄えた。

屋敷割は、江戸時代後期から明治時代にかけて、その家の財政事情や商売上の都合などにより拡張や分割を繰り返してきた。土地台帳等の調査により、明治40年代に現在の屋敷割が概ね形成されたことが確認できている。

屋敷規模は、間口2.8～23.7間、奥行7.8～45.6間、面積30.0～1518.5坪とかなりのばらつきがある。屋敷の形は、間口が狭く奥行の長い短冊形の典型的な商家の屋敷が全体の8割弱を占めるが、正方形に近い屋敷や、屋敷の拡大・分割によって不整形となっている屋敷も2割強みられる。

宝暦年間に建築された高橋家住宅（昭和48年2月23日に重要文化財に指定）や、文化年間に創業した造酒屋鳴海家住宅（平成10年4月10日に黒石市文化財に指定）は、江戸時代とほぼ同じ広大な屋敷のまま現在に至っている。

（４）伝統的建造物群の特色

保存地区内を南北に通っている道路には、東側15戸、西側15戸の合計30戸の屋敷が面していて、主屋32棟、付属屋38棟の合計70棟の建物が配置されている。

建物の規模をみると、片側通り土間になっている典型的な商家の作りの建物は、梁間5間前後のもの、梁間7間前後のもの2種類がある。ほかに、造酒屋を営んでいる2軒は、主屋以下仕込み蔵、貯蔵蔵、作業場及び通路などで構成された広大な建物で、総建坪600坪前後になっている。一見して、屋敷間口によって制約されているように見える主屋の規模は、もっと広い範囲の要素があり、間口と奥行との比などによって制約されてきたと言える。例えば、間口の小さい主屋で奥行を大きくすれば、縦の動線のみ長くなるので、その不利を避けて、残る生産空間等は付属屋に移行させたと解することが出来る。

建物の平面形態も、屋敷の間口に大きく影響を受けている。主屋建設の折に間口8間内外の中規模の屋敷である場合は、間口三つ割の平面として通り土間に沿って部屋を2列に配置する。それ以下の間口の屋敷においては、通り土間と坪庭の設置を前提として1列に配置するか、または前面に2列で、奥は1列に配置する間取りになっている。ま

た、それ以上の間口の屋敷では、2列に並んだ部屋の外側に1～2室の座敷を鍵形に設置する形態を採用している。

屋根は、青森ヒバを使用した桎葺が主流を占めていたが、現在では垂鉛引き鉄板葺が大部分である。伝統的建造物に関しては、切妻造が主体で一部入母屋造も見られる。無落雪屋根や陸屋根風の形の建物は、近年建築されたものである。通りに対しては、妻入りと平入りの両形式が混在している。間口が8間以上ある屋敷で、主屋を配した上でなお左右に余裕を生ずる中規模以上の住宅においては妻入りが多く、一方、狭い屋敷では、平入が多い。

伝統的建造物の小屋架構は、和小屋である。妻入り、平入りとも上屋梁間が4～8間に及ぶことから、上屋梁は一切通さず、室通りに沿って2列または1列に建つ通し柱に胴差を差し、これで小屋束を受ける方式が採られている。長い小屋束は四方に2尺ほどの間隔で通す貫によって緊結される。「みせ」の上などに設けられた中2階は、上方に小屋梁のない屋根裏を取り込んだ室で、小屋束の関係から、その間仕切りも下階に合わせたものであった。19世紀に入ってから建物は、繫梁を使用して本2階にするものや、登梁によってもやを受けるものなどもある。

住居の主屋や店舗は、江戸時代以来、木造真壁造が主流であった。伝統的な外壁の仕上げは、土壁の中塗仕上げ、しっくい仕上げ、板張り（腰板張りを含む）である。

付属屋は、木造真壁造または土蔵造である。耐雪上の難点からか、土蔵の多くが屋内に取り込まれていたり、板壁などで覆われていて、外壁（土壁やしっくい仕上げ）全てが必ずしも外に現れていない。屋敷奥に数多く配されているということもあって、景観上はそれほど目立つ存在にはなっていないが、工夫を凝らして丁寧な仕上げを施した、すばらしい意匠の土蔵が数多く残っている。これらは、古くから繁栄した商家の象徴としても貴重なものである。

保存地区の最大の特徴である「こみせ」は、商家のファサードや町並みの景観を形成する大きな要素である。「こみせ」の伝統的な形態は、構造が木造であり、幅1.6メートル前後、軒高2.3メートル前後、屋根勾配が2.0寸勾配前後で、天井は垂木表しである。こみせの前面（道路側）は、基本的には柱のみで、固定式の建具は入っていない。積雪期になると、「蔀（しとみ）」を落とし込んで吹き込む雪を防いでいた。さらに上部に障子戸を入れている場合もある。一部の家屋では、保存状態のよい蔀を現在も使い続けているが、蔀がない家屋でも、柱の痕跡から、本来は摺り上げ戸が入っていたことを確認できる。近年改造して、上部ガラス下部板張りの木製建具を設置している例もある。また、この「こみせ」の建具と関連して、上部に幕板を取り付けている例も多い。なお、幕板の代わりに欄間を付けたり、「こみせ」の内法高が若干高くなる出入り口や庭への入り口が設けられた部分に入母屋屋根を設置した例など、表構えの規模や業種などによって、個々のこみせ外観は多少異なる部分を持っている。

(5) 保存方針

保存地区は、江戸時代から「こみせ」のある商人町として存在しており、調和のとれた歴史的景観を維持している。保存地区の特性を生かしながら、文化的価値のある伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存・整備し、加えて、地域住民の生活環境の整備を図りつつ、管理・修理・修景に努める。さらに、保存地区に隣接し、その景観に影響を与えると認められる地区を歴史的景観形成地区に指定し、住民の理解と協力を得て、こみせ通りを保存し、併せて本市の文化的向上を図るものとする。

(6) 基本計画の内容

保存地区において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定め、主としてその外観を維持するための「修理基準」を設け、復原修理及び現状維持に努める。

伝統的建造物以外の建築物その他の工作物については、歴史的風致と調和した外観を形成するための「許可基準」及び歴史的風致に積極的に資する外観を形成するための「修景基準」を設け、伝統的建造物群と調和の取れた修景工事を行う。

保存地区にある庭園や樹木等で、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件を「環境物件」と定め、その維持、管理及び復旧を行う。

また、保存地区内に必要な防災設備やその他必要と思われる管理施設を設置するなど、環境の整備を行うものとする。

なお、以上のような目的を達成するため、市は、所有者が行う修理工事及び修景工事等に要する経費について適切な助成措置をするとともに、自ら必要な事業を行うものとする。

3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

保存地区内における伝統的建造物及び環境物件を次のとおり定める。

(1) 伝統的建造物

ア 建築物については、江戸時代から昭和初期にかけて建築されたもので、伝統的建造物群の伝統的様式、構造、材料で作られた主屋、土蔵等で、保存地区の特性をよく表していると認められるものとし、別表1のとおりとする。

イ その他の工作物については、保存地区の伝統的な建築物と一体をなす塀、門及び石造物など、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与しているものとし、別表2のとおりとする。

ウ 伝統的建造物の位置及び範囲は、別図2のとおりとする。

(2) 環境物件

- ア 環境物件は、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している庭園、樹木等とし、別表3のとおりとする。
- イ 環境物件の位置及び範囲は、別図3のとおりとする。

4. 保存地区内における建築物その他の工作物及び環境物件の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内には、維持・管理状態のよい伝統的建造物があり、積極的に保存・活用されている。一方、経年による老朽化や破損、さらには地区の歴史的風致になじまない改造も見受けられるが、これらについては、適切な修理等を施すことによって地区に調和した姿に回復できる可能性をもっている。

このような現況において、地域住民の生活環境の整備に努めることを基本とし、保存地区の歴史的文化的価値を維持し、さらに「こみせを核としたまちづくり」を進めていくために、伝統的建造物については、主としてその外観の保存に努め、伝統的建造物以外の建築物その他の工作物については、適切な修景を行うものとする。

(2) 保存整備の内容

- ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、別表4に示す「修理基準」に基づく修理を進める。復原修理の場合は、歴史資料、詳細実測などによる復原考察に基づく復原、あるいは類例調査から類推される範囲の復原を原則とする。その際、構造耐力上主要な部分を補強し、耐震性能の向上を図るよう努める。
- イ 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転等は、歴史的風致と調和した外観を形成するための「許可基準」によることを原則とする。また、特に歴史的風致に積極的に資する外観を形成するために、伝統的建築様式に準ずる基準を示した「修景基準」を設け、修景を行う。「許可基準」及び「修景基準」は、別表4に示すとおりである。なお、基準の適用に当たって、保存地区の保存のため特に必要があると認められる場合には、黒石市歴史的景観保存審議会の意見を聴いて、別の取扱いができるものとする。
- ウ 環境物件として特に定めた庭園や樹木等については、別表4に示す「修理基準」に基づいて、保存地区の歴史的風致を維持するよう保存する。

5. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

保存計画に基づく以下の事業に対し、別に定める黒石市歴史的景観保存事業補助金交付要綱に基づいて、必要な助成を行うことができる。

(2) 物資の提供等

保存地区の保存に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又はあっ旋することができる。

(3) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持し形成するため、保存地区内における建築物その他の工作物の修理、修景計画等の相談に応じ、併せて指導及び助言を行う。

(4) 固定資産税の軽減

保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税の軽減に努める。

6 . 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

保存地区の住民と来訪者の便宜を図るための施設の充実に努める。また、保存地区に関する歴史資料の保存と活用を図り理解を深めるため、適当な施設を設置することに努める。さらに保存地区内の適当な箇所に標識、案内板及び説明板等を設置する。

(2) 防災施設等

保存地区は、こみせを持つ伝統的建造物をはじめ、ほとんどの建築物が木造であることから、火災などに対する防災設備の整備拡充に努めるものとする。

防災計画を策定し、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物その他の工作物の補強等を進める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実に努める。

(3) 環境の整備等

保存地区では、建築物その他の工作物及び環境物件の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを考慮しながら、歩行者の安全や利便性を考慮し、総合的な交通管理計画の検討を行い、保存地区の周辺に駐車場を整備するように努める。街路空間の整

備に当たっては、歴史的風致の維持、増進のため、電線類地中化の推進や前堰の復原、舗装路面の整備等を進める。

別表 1

建築物

番号	保存計画 番号	種別	員数	所在地	備 考
1	1 - 1	主 屋	1棟	大字中町 1 - 1、1 - 2	こみせを含む
2	1 - 2	作業場 及び通路	1棟	大字中町 1 - 1、1 - 2、 浦町二丁目 1	
3	1 - 3	土 蔵	1棟	大字中町 1 - 2	文庫蔵
4	1 - 4	土 蔵	1棟	浦町二丁目 1	仕込み蔵
5	1 - 5	土 蔵	1棟	浦町二丁目 1	貯蔵蔵
6	1 - 6	土 蔵	1棟	浦町二丁目 1	仕込み蔵、蔵前を含む
7	1 - 7	土 蔵	1棟	大字中町 1 - 2、 浦町二丁目 1	米蔵、蔵前を含む
8	1 - 8	土 蔵	1棟	大字中町 1 - 2、 浦町二丁目 1	味噌蔵、蔵前を含む
9	2 - 1	土 蔵	1棟	大字中町 4	貯蔵蔵
10	2 - 2	土 蔵	1棟	浦町二丁目 4 - 1	多目的ホール
11	2 - 3	倉 庫	1棟	浦町二丁目 4 - 1	
12	4 - 1	土 蔵	1棟	大字中町 8 - 3	資料館
13	6 - 1	主 屋	1棟	大字中町 1 2 - 1	こみせを含む
14	6 - 2	作業場 及び通路	1棟	大字中町 1 2 - 1、 浦町二丁目 7	
15	6 - 3	土 蔵	1棟	大字中町 1 2 - 1、 浦町二丁目 7	精米所
16	6 - 4	土 蔵	1棟	浦町二丁目 7	3の蔵
17	6 - 5	土 蔵	1棟	浦町二丁目 7	1の蔵
18	6 - 6	土 蔵	1棟	浦町二丁目 7	吟醸蔵
19	6 - 7	土 蔵	1棟	大字中町 1 2 - 1、 浦町二丁目 7	仕込み蔵
20	6 - 8	作業場	1棟	大字中町 1 2 - 1、 浦町二丁目 7	
21	6 - 9	土 蔵	1棟	大字中町 1 2 - 1	

番号	保存計画 番号	種別	員数	所在地	備 考
22	6 - 10	土 蔵	1棟	大字中町 1 2 - 1	製品蔵
23	6 - 11	主 屋	1棟	大字中町 1 2 - 1	
24	7 - 1	土 蔵	1棟	大字中町 1 5	
25	10 - 1	主 屋	1棟	大字中町 1 6 - 1	こみせを含む
26	15 - 1	主 屋	1棟	大字中町 2 1 - 1、 2 2	
27	15 - 2	土 蔵	1棟	大字中町 2 1 - 1、 2 2	
28	18 - 1	土 蔵	1棟	大字中町 2 7 - 2	
29	19 - 1	主 屋	1棟	大字中町 2 8	こみせを含む
30	19 - 2	土 蔵	1棟	大字中町 2 8	
31	21 - 1	土 蔵	1棟	大字中町 3 0	
32	22 - 1	主 屋	1棟	大字中町 3 1	洋風建築
33	22 - 2	土 蔵	1棟	大字中町 3 1	
34	23 - 1	主 屋	1棟	大字中町 3 3	こみせを含む
35	23 - 2	土 蔵	1棟	大字中町 3 3	
36	24 - 1	主 屋	1棟	大字中町 3 4、 3 5	こみせを含む
37	24 - 2	土 蔵	1棟	大字中町 3 5	蔵前を含む
38	24 - 3	土 蔵	1棟	大字中町 3 5	蔵前を含む
39	28 - 1	主 屋	1棟	大字中町 3 8 - 1	こみせを含む
40	28 - 2	土 蔵	1棟	大字中町 3 8 - 1	米味噌蔵、蔵前を含む
41	28 - 3	土 蔵	1棟	大字中町 3 8 - 1	文庫蔵、蔵前を含む
42	29 - 1	こみせ	1棟	大字横町 1 4 - 5、 1 4 - 8	

別表 2

その他の工作物

番号	保存計画 番号	種別	員数	所在地	備考
1	工 1 - 1	石柵	47m	浦町二丁目 1	支柱 28 本
2	工 1 - 2	門	1ヶ所	大字中町 1 - 2	
3	工 1 - 3	塀	38m	大字中町 1 - 2	
4	工 1 - 4	門及び塀	19m	浦町二丁目 1	
5	工 24 - 1	塀	15m	大字中町 3 4	

別表 3

環境物件

番号	保存計画 番号	種別	員数	所在地	備考
1	環 1 - 1	庭園	640 m ²	大字中町 1 - 2	
2	環 1 - 2	樹木	1 本	浦町二丁目 1	銀杏
3	環 1 - 3	樹木	3 本	浦町二丁目 1	松
4	環 2 - 1	樹木	1 本	大字中町 4	ヒマラヤ杉
5	環 11 - 1	樹木	1 本	大字中町 1 7 - 1	梅
6	環 23 - 1	樹木	1 本	大字中町 3 3	松
7	環 24 - 1	庭園	130 m ²	大字中町 3 5	
8	環 28 - 1	庭園	340 m ²	大字中町 3 8 - 1、3 8 - 2	
9	環 28 - 2	庭園	150 m ²	大字中町 3 8 - 1	
10	環 28 - 3	樹木	1 本	大字中町 3 8 - 1	松

別表4

伝統的建造物群保存地区における許可基準・修景基準・修理基準

		許可基準 歴史的風致と調和した外観を形成するための基準	修景基準 歴史的風致に積極的に資する外観を形成するための基準	修理基準 伝統的形態である外観を維持するための基準
建 築 物 表 構 え	位置	町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。	道路に面した棟は、町並みの連続性を保つために、隣家との間が離れすぎないように配慮する。ただし、敷地の形態、規模、道路の位置等により困難な場合は、外壁と同様の意匠を持つ塀を設置するなど、連続性を保つ修景措置を施す。道路側壁面の位置は、周囲の伝統的建造物の壁面に合わせる。	(伝統的建造物に適用)主としてその外観を維持するための、現状維持、補強工事又は復原修理とする。 (環境物件に適用)歴史的風致を維持するための、現状維持、管理、復旧とする。
	高さ	原則として2階建て(最高の高さは9.3m)以下とする。	原則として2階建て(最高の高さは9.3m)以下とする。	
	構造	歴史的風致と調和したものとする。	妻入り又は平入りで、木造在来工法を踏襲したものとする。	
	屋根	歴史的風致と調和したものとする。	切妻又は入母屋造りとする。伝統的建造物と調和する色調の鉄板葺きとし、屋根勾配は3.0/10～4.5/10で、周囲の伝統的建造物と調和するように配慮する。	
	軒	歴史的風致と調和したものとする。	破風板又は鼻隠板を付け、軒天井は垂木及び野地板を表しにする。木部に古色塗等を施し周囲の伝統的建造物と調和させる。	
	壁	歴史的風致と調和したものとする。	真壁又は真壁風とし、土壁、漆喰壁又は板張り(古色塗等)で仕上げる。	
	建具	歴史的風致と調和したものとする。	望見できる部分は、木製板戸、木製ガラス戸、木製格子戸等を使用し、2階開口部にはさらに木製戸袋、木製枠付格子を設けることを基本とする。	
	車庫	歴史的風致と調和したものとする。	入口には、周囲の伝統的建造物と調和する色調の木製建具等を使用する。	
	基礎	歴史的風致と調和したものとする。	コンクリート布基礎表面目地付き(石積風)等、歴史的風致の特性に調和させる。	
	看板	歴史的風致と調和したものとする。	建築物本体の外観と調和した規模、構造、材料、色彩とし、自家用広告以外は設置しない。	
外部設備	歴史的風致と調和したものとする。	冷房用屋外機、電気の引き込み等は、道路などから望見できないように配慮する。		

		許可基準 歴史的風致と調和した外観を形成するための基準	修景基準 歴史的風致に積極的に資する外観を形成するための基準	修理基準 伝統的形態である外観を維持するための基準
こ み せ 部 分	位置	町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。	隣家のこみせとの連続性を保つように設置する。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
	高さ	歴史的風致と調和したものとする。	周囲の伝統的建造物に準ずるものとする。	
	構造規模	歴史的風致と調和したものとする。	基本的に木造で、こみせ幅内法は160cm前後、道路側の木柱(古色塗等を施す)の寸法は12cm角前後、柱間は180cm前後とする。いずれも、周囲の伝統的建造物と連続するように配慮する。	
	屋根	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的建造物と調和する色調の鉄板葺きとし、屋根勾配は周囲のこみせと連続するように配慮する。	
	軒	歴史的風致と調和したものとする。	鼻隠板を付け、軒天井は垂木・野地板を表しにする。木部に古色塗等を施し周囲のこみせと調和させる。軒の出は45cm前後が望ましい。	
	建具	歴史的風致と調和したものとする	伝統的な様式に近づけるために、冬季には部戸を入れることを基本とする。	
	基礎	歴史的風致と調和したものとする。	原則として、切石又は礎石上に古色塗等を施した土台を敷く。	
	床	歴史的風致と調和したものとする。	伝統的な工法として、粘土たたき、中央歩行部分は石敷きが望ましいが、コンクリートたたきでもよい。	
塀	高さ	歴史的風致と調和したものとする。	周囲の伝統的建造物に調和したものとする。	原則として、現状維持又は復原修理とする。
	形態	歴史的風致と調和したものとする。	板張りの塀とし、基礎、色調等は建築物本体と調和させる。	

別図1

黒石市中町 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区の範囲



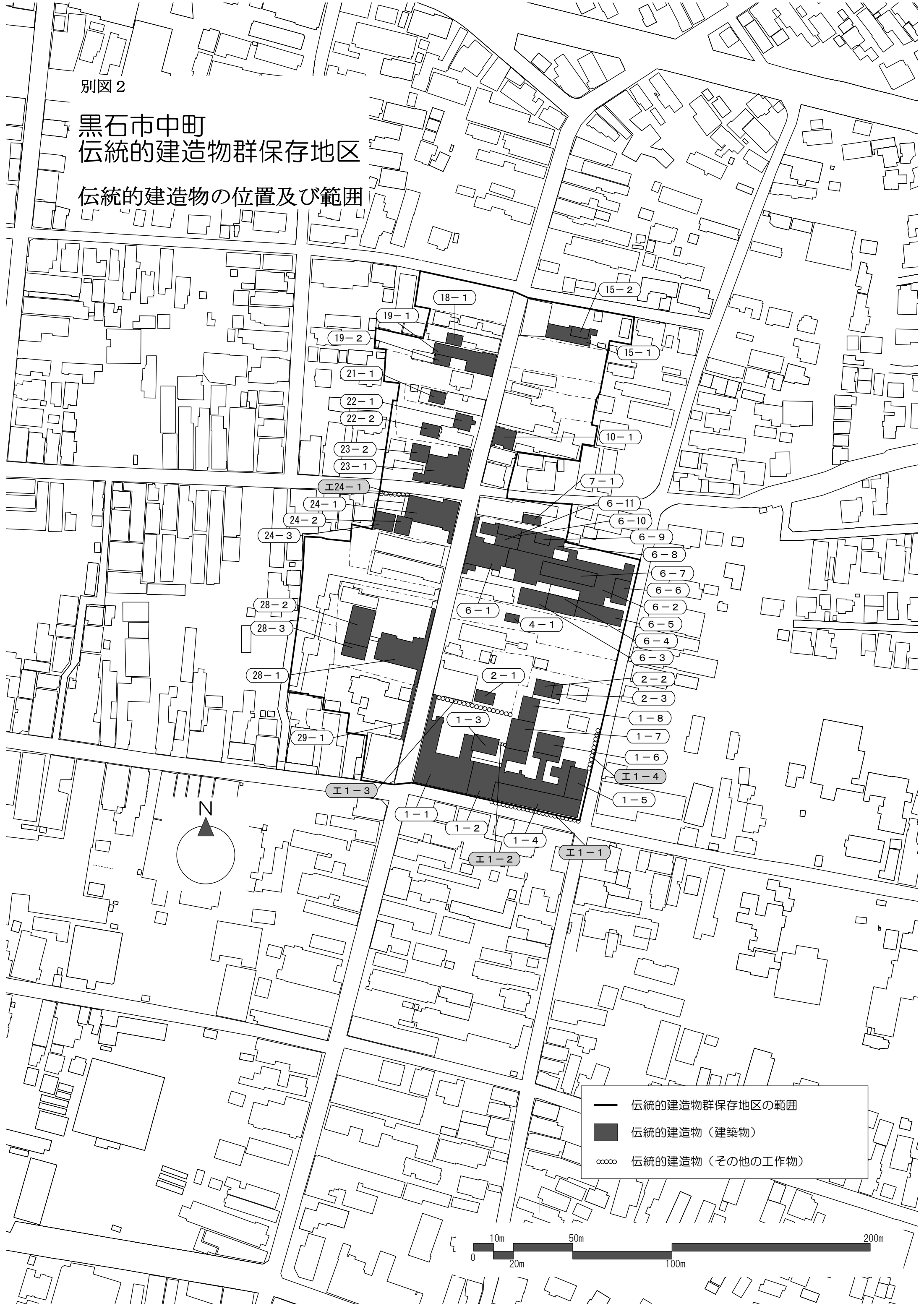
■ 伝統的建造物群保存地区の範囲 約3.1ha

0 10m 20m 50m 100m 200m

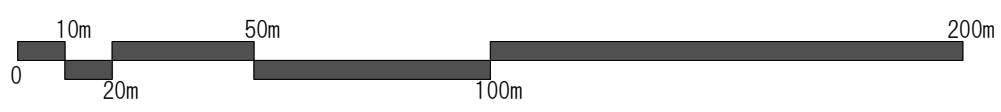
別図2

黒石市中町 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物の位置及び範囲



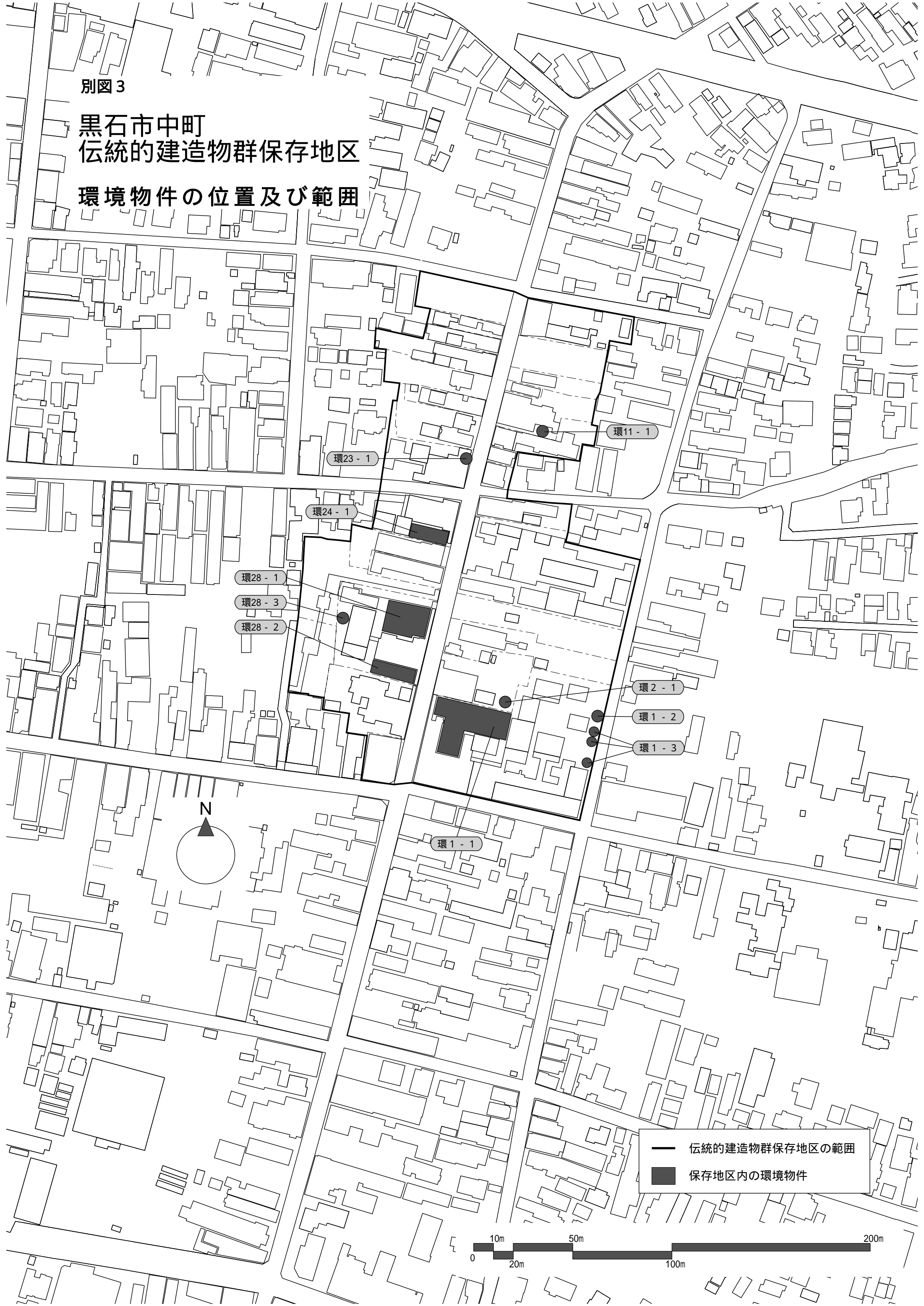
— 伝統的建造物群保存地区の範囲
■ 伝統的建造物（建築物）
○○○ 伝統的建造物（その他の工作物）



別図3

黒石市中町 伝統的建造物群保存地区

環境物件の位置及び範囲



— 伝統的建造物群保存地区の範囲
■ 保存地区内の環境物件

0 10m 20m 50m 100m 200m